

教育委員会 4 月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（教育機関の設置について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2015 年（平成 27 年）4 月 22 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育機関の設置について、次のとおり臨時に代理する。

2015 年（平成 27 年）3 月 27 日

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

教育機関の設置について

藤沢市アートをスペースを教育機関として次のとおり設置する。

2015年（平成27年）3月27日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

設置する教育機関

名 称	藤沢市アートをスペース
位 置	藤沢市辻堂神台二丁目2番2号
設置時期	2015年（平成27年）10月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市アートをスペースを教育機関として設置する必要がある。

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（抜粋）

（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

（2） 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。